

特定非営利活動法人総合型地域スポーツクラブハピスカとよさか組織規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、理事長の権限に属する事務を適正かつ能率的に処理するための組織、所掌事務及び職制等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 組織

(組織構成)

第2条 前条の組織構成に基づき、事務局を置く。

第3条 事務局に次の課・機関及び係を置く。

課	総務課	管理係、経理係、 人事・庶務係
機 関	総合体育館	施設管理係、 企画運営係、庶務係
	遊水館	施設管理係 企画運営係、庶務係
	総合型地域スポーツ クラブ	企画管理係、企画運営 係、庶務会計 係
	文化会館	総務係

第4条 課・機関及び係の事務分掌は、別表第1のとおりとする。ただし、必要があるときは相互に支援、協力するものとする。

第3章 職

(局長)

第5条 事務局に局長を置く。

- 局長は理事長の命を受けて局の事務を掌理し、処理し、所属職員を指揮監督する。

(次長)

第6条 事務局に次長を置く。

- 次長は局長の命を受けて局の事務を掌理し、処理し、所属職員を指揮監督する。

(主幹)

第7条 課・機関に主幹を置く。

- 2 主幹は上司の命を受けて課・機関の事務を掌理し、処理し、所属職員を指揮監督する。

(副主幹)

第8条 課・機関に副主幹を置く。

- 2 副主幹は上司の命を受けて課・機関の事務を掌理し、処理し、所属職員を指揮監督する。

(主任)

第9条 課・機関に主任を置く。

- 2 主任は上司の命を受けて担当事務を処理し、係職員を指揮する。

(副主任)

第10条 課・機関に副主任を置く。

- 2 副主任は上司の命を受けて担当事務を処理し、係職員を指揮する。

(クラブマネージャー)

第11条 総合型地域スポーツクラブにマネージャーを置く。

- 2 マネージャーは上司の命を受けてクラブ事務を処理し、クラブ職員を指揮する。

附則

(施行期日)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。
平成18年4月14日 一部改定。
平成21年4月1日 一部改定。
平成22年4月1日 一部改定。